

建物解体の届出、
何か忘れていませんか？



和歌山県
PRキャラクター
「きいちゃん」

床面積10㎡を超える 建築物を除却しようとするときは、 建築物除却届が 必要です

概要

- ・ 建築基準法第15条に基づく手続きです。
- ・ 建築物の除却の工事を施工する者が届出を行います。

届出の目的

- ・ 主に統計作成に使用されます。
- ・ 正確を期すために、建築工事届の届出内容について担当者から問い合わせることがあります。

届出をしないと…

- ・ 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、50万円以下の罰金が科されることがあります。

提出先

- ・ 除却する建築物の所在地の市町村役場に提出してください。

お問い合わせ先		連絡先
県庁建築住宅課	建築審査班	073-441-3185
那賀振興局 建設部	総務調整課 建築グループ	0736-61-0030
伊都振興局 建設部	総務調整課 建築グループ	0736-33-4922
有田振興局 建設部	総務調整課 建築グループ	0737-64-1299
日高振興局 建設部	総務調整課 建築グループ	0738-24-2908
西牟婁振興局 建設部	建築課 建築グループ	0739-26-7922
東牟婁振興局申本建設部	総務用地課 総務調整・建築グループ	0735-22-8551
東牟婁振興局新宮建設部	総務調整課 建築グループ	0735-21-9624
和歌山市役所	建築指導課	073-435-1100

参考 床面積80㎡以上の解体工事は、建設リサイクル法第10条に基づく届出が必要となりますのでご注意ください。